

答 申 書

第 1 審査会の結論

審査請求人が令和 7 年 4 月 24 日付けで行った情報公開請求（以下「本件請求」という。）に対し、処分庁が令和 7 年 5 月 8 日付け広秘人第 245 号で行った、「広陵町職員分限懲戒審査委員会会議録（令和 5 年 5 月 29 日）」（以下「本件文書」という。）に関する情報部分公開決定（以下「本件決定」という。）について、開示の範囲は妥当である。

しかし、本件文書内には、本件請求の対象とされていない情報も含まれていたにもかかわらず、本件決定においては、不開示の根拠条文としては広陵町情報公開条例（平成 12 年 12 月広陵町条例第 7 号）第 10 条第 8 号（以下「本号」という。）が挙げられているのみで、本件文書内に本件請求の対象とされていない情報が含まれていた旨の説明がない。

したがって、本件決定について、本号に該当するために不開示とする部分と、請求の対象となる情報ではない部分を明示すべきである。

第 2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求書における主張の要旨

本件決定の理由は抽象的に示されているのみであり、処分の対象情報がどのように当該規定に該当するかについて、具体的かつ個別的理由の付記がなされていない。

(2) 反論書における主張の要旨

ア 一部に不開示情報が含まれるという理由だけで、文書全体を不開示とするものであり、過剰な非開示措置である。

イ 本件については、発言のうち特定の個人が識別されうる箇所などを除外・編集することで、他の部分については開示可能な状態にすることが十分に可能である。不開示範囲は必要かつ最小限とすべきである。

ウ 最高裁判所の判示によれば、開示請求を受けた行政文書は原則として公開されるべきであり、一部に不開示情報が含まれていることを理由に、文書全体を不開示とするのは相当でないとされる。本件はまさにこの趣旨に合致し、該当部分の編集措置を講じた上で、文書全体を適正に開示すべきケースである。

エ 本件文書は、町民として懲戒処分の審議における議論の過程を理解するために重要なものであり、その公開は、行政の透明性と説明責任を担保する観点から極めて重要である。一部に不開示情報が存在する場合でも、全体を一括して不開示とする対応は、住民の「知る権利」に反する不当な制限である。

2 処分庁の主張の要旨

本件決定においては、情報の一部を公開しないことにした理由として、本号に該当することを明示し、併せて「公開することにより、事業の公正かつ適切な執行を妨げるおそれがあるため。」との本号規定の類型説明を付記した上で、公開しない部分として「各委員の意見等」を明示しているものである。

理由付記については、開示請求者の請求に係る公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを了知し得るような場合には、非公開の根拠規定を示すだけで理由付記として十分と解されているところ、本件通知においては、根拠規定に加え、根拠規定において示されている内容も提示した上で、非公開とする部分を明示することによって、非公開とした情報の内容が明らかにならない限度において、どのような類型の情報が記録されているのかも提示しているのである。

よって、審査請求人において懲戒処分の審議に係る委員等の発言を記録したものであること、それらに関する情報を開示すれば、今後当該事務事業の目的に沿った成果が得られないなど支障が生じるおそれがあるとして非公開とされていることは容易に推し測ることができることから、本件通知における理由付記が不十分であるとする審査請求人の主張は失当である。

第3 調査審議の経過

令和7年7月9日 諮問の受付及び事件記録の収受

令和7年7月31日 令和7年度第1回広陵町情報公開・個人情報保護審査会

第4 審査会の判断の理由

審査会は、審査請求人及び処分庁の主張を検討した結果、以下の理由から第1のとおり判断した。

1 不開示の理由に不備があったこと

審査の過程で処分庁に確認したところ、本件決定で不開示とされた範囲内には、本件請求の対象となっている情報と、対象となってい

ない情報が含まれていることが判明した。

しかし、本件決定によれば、不開示の理由としては本号に該当するという点のみが示されている。

そうすると、不開示部分が全体として本号に該当するという理由の記載には不備があったから、本件決定には結果として理由不備の違法が生じていたことになる。請求の対象となっていない部分については、備考で請求の対象となる情報ではないことを説明するべきである。

2 不開示の範囲について

本件決定により不開示とされた部分のうち、本件請求の対象となっている部分が、本号に該当するかを検討する。

本号は、「実施機関が行う許可、認可、試験、入札、交渉、争訟、人事その他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、それらの事業の公正かつ適切な執行を妨げるおそれがあるもの」について、情報公開義務の対象外としている。

不開示とされたのは、分限懲戒審査委員会会議録のうち、各委員の意見が記載された部分である。分限懲戒審査委員会においては、職員の分限処分又は懲戒処分の基礎となる事実及び法の適用について審査が行われるところ（広陵町職員分限懲戒審査委員会設置規程（昭和62年10月広陵町訓令第2号）第2条）、充実した審査を行うためには、委員の間で率直な意見交換が行われることが不可欠である。

しかし、仮に同委員会の会議録が公開される場合があるということになれば、委員としては、例えば対象職員やその関係者に会議録を読まれることを懸念して、重い処分とすべきという意見を述べることにについて遠慮してしまうなど、率直な意見交換が行われなくなるおそれがある。

そうすると、同委員会において充実した審査ができず、本号に定めるように、「人事・・・の事業の公正かつ適切な執行を妨げるおそれがある」といえる。

したがって、本号に基づいて委員の意見を全て不開示とすることは妥当である。

この点に関し審査請求人は、反論書において、不開示の範囲が過剰な非開示措置である旨主張する（上記第2の1(2)）。まず、同イの主張については、本件決定が個人情報理由として部分開示としたものではないため、本件とは関連性のない主張である。また、以上で述べたとおり、本件決定において不開示とされている部分は全体として本号に該当するといえるから、本来開示すべき部分が過剰に不開示に

されているともいえない。

3 理由の記載方法について

最高裁判所平成4年12月10日判決・最高裁判所裁判集民事16号773頁は、「公文書の非開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、本条例九条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例七条四項の要求する理由付記としては十分ではないといわなければならない。」と述べる。

本件決定の情報部分公開決定通知書には、公文書の件名として「広陵町職員分限懲戒審査委員会会議録（令和5年5月29日）」、公開しない部分として「各委員の意見等」、情報の一部を公開しないことに決定した理由として本号に該当すること及び「公開することにより、事業の公正かつ適切な執行を妨げるおそれがあるため。」とそれぞれ記載されていることから、開示請求者において、本件文書の不開示部分に分限懲戒審査委員会における各委員の意見等が記載されていることは容易に知ることができる。そして、開示請求者は、本件決定が、本号の「実施機関が行う・・・人事・・・の事務事業に関する情報であって、公開することにより、・・・事業の公正かつ適切な執行を妨げるおそれがあるもの」に該当する情報として、「各委員の意見等」を不開示としたことを了知し得る。そうすると、本件決定の理由付記は、本件文書の「各委員の意見等」を不開示とする理由付記としては十分なものであった。

ただし、本号には「実施機関が行う許可、認可、試験、入札、交渉、争訟、人事その他の事務事業に関する情報であって、」とあり、様々な事務事業が列挙されているから、本件決定が人事に関する情報であることを理由としたものである旨明示した方がより丁寧であったといえる。

広陵町情報公開・個人情報保護審査会

会長	大	寺	健	太	弁護士
委員	片	山	賢	志	弁護士
委員	古	川	利	通	大阪健康福祉短期大学副学長
委員	奥		正	嗣	大阪国際大学名誉教授
委員	安	井	義	和	畿央大学名誉教授